

「子どもを虐待から守ろう」^{ぎゃくたい}

(主唱 厚生労働省・内閣府)

児童虐待とは

身体的虐待…なぐる、ける、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待…性的行為の強要、性器や性交を見せる、
ポルノグラフィーの被写体にするなど
ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、
自動車の中に放置するなど
心理的虐待…言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、夫婦喧嘩、等

「あなた」の実行が子どもを守る

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。
子どもを虐待から守る為には、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければいけません。そして、それができるのは「あなた」と「関係機関」の連携です。
あなたのまわりに「虐待を受けたと思う子ども」がいたら、すぐに最寄の児童相談所や福祉事務所に連絡(通告)してください。通告は子どもを守る為のものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。
また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。
「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります。

「あなた」がネットワークの一員です

ひとりで、またひとつの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。
常に子どもを中心に考え
「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら
「あなた」の役割を実行して下さい。

泉佐野市 虐待通報 TEL463-1212(市役所内 子育て支援課)
(※ 子どもの保護者である自分自身が虐待をしてしまった時も、一人で悩まずに相談にお越し下さい。お子様を助け、自分も助けることになります。)

子どもを虐待から守るための5か条

- | | |
|------------------------|------------------|
| ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告) | (通告は義務=権利) |
| ② 「しつけのつもり…」は言い訳 | (子どもの立場で判断) |
| ③ ひとりで抱え込まない | (あなたにできることから即実行) |
| ④ 親の立場より子どもの立場 | (子どもの命が最優先) |
| ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる | (特別なことではない) |